

生活応援サービスのご案内

生活応援サービスは、介護保険や障害福祉サービス等の制度では利用できない内容のサービスをご利用いただくことにより、お客様のより充実したお客様らしい生活を応援させていただく名古屋市社会福祉協議会独自のサービスです。



ご利用いただけるサービスの目安

- ☑ 介護保険等で利用できない内容であること
- ☑ お客様の自立を妨げない内容であること
- ☑ ヘルパーのできる内容であること

※ 詳細は裏面をご覧ください。

例えば…

入院中に一時外泊する際の介助や家事、趣味に関する（映画や美術館等）外出介助、普段使用していない部屋やベランダ等の掃除、大掃除のお手伝い など
原則として、介護保険等のサービスとは別の日にサービス提供します。

[通院等連続支援サービス]

通院介助での院内の時間や美容院のカット中の時間などにヘルパーが付き添ったり近くで待機したりするサービスです。外出支援で待機時間（介護保険等で算定できない時間）が発生する場合はご契約をお願いします。

ご利用料金（詳細は裏面をご覧ください）

最初の30分までは5分単位	257円 / 5分
30分以降は15分単位	771円 / 15分

サービス提供日 年末年始（12 / 29～1 / 3）を除く毎日
※ 通院等連続支援は毎日提供します。

サービス提供時間 8：00～20：00

ご利用いただけるサービスの内容

※ 次のすべてを満たすことが目安となります

○ 介護保険や障害福祉サービス等で対応できない内容であること

介護保険等のできることは介護保険等を利用できるよう調整します。介護保険のできる内容であっても、ケアプランに位置付けられない場合は生活応援サービスの対象となります。

○ お客様の自立を妨げない内容であること

ホームヘルパーの大きな役割は「お客様の自立支援」です。お客様ご自身でできることを奪ってしまうようなサービスは提供できませんのでご了承ください。

○ ヘルパーのできる内容であること

お客様の生業に関わること、資格が必要なこと、専門的技術が必要なこと、危険を伴うと判断されること、ギャンブルに関すること、飲酒を伴うこと、契約者以外の方への直接サービス、ヘルパーが運転しての外出（お客様のご家族等が運転される場合は、自動車保険の契約内容によります）、6時間を超えるサービスが予定されている場合でヘルパーの休憩時間が確保できない場合、その他事業所がヘルパーの行為としてふさわしくないと判断したことに該当する場合は、サービスを提供できませんのでご了承ください。

※ ご利用にあたっては、お客様の状況を十分に把握したうえで、担当のケアマネジャーと連携・相談して決定させていただきます。

※ ヘルパーの調整ができない場合は、お断りすることがあります。

※ 他機関（シルバー人材センターなど）で実施しているサービスをご紹介します場合もあります。

ご利用料金

～ 5分	2 5 7円
5～10分	5 1 4円
10～15分	7 7 1円
15～20分	1, 0 2 8円
20～25分	1, 2 8 5円
25～30分	1, 5 4 2円
30～45分	2, 3 1 3円
45～60分	3, 0 8 4円
以降、15分ごとに	+ 7 7 1円

※ ご利用料金は、最初の30分までは5分単位、以降は15分単位となっています。

※ 18時以降にサービスを開始する場合は25%増となります

※ サービス提供中にかかる経費はお客様の負担となります

※ 通常の実施地域外へ訪問する場合は、通勤にかかる往復の交通費をいただきます。

※ 当日のキャンセルは、1回につき1,300円をいただきます。